

(仮称) 山崎保育園改築工事

入札説明書

入札参加希望者各位 様

2019年 2月 12日

横浜市神奈川区神奈川本町21-11

社会福祉法人 神奈川労働福祉協会

理事長 足立 まこと

表記案件について、参加される方は、当法人の規定に従い本説明書、設計図書ならびに、工事場所を熟知の上、入札していただきますようお願いいたします。

1. 一般事項

1. 競争入札執行の日時及び場所等

日 時	2019年 3月 26日 (火)	午前10時から
場 所	横浜市神奈川区神奈川本町21-11 社会福祉法人神奈川労働福祉協会 法人本部2階	
そ の 他	入札保証金はありません。	

2. 工事概要

工 事 名 称	(仮称) 山崎保育園改築工事	
発 注 者	社会福祉法人 神奈川労働福祉協会	理事長 足立 まこと
施 設 用 途	保育所	
工 事 場 所	神奈川県鎌倉市山崎1148	
構 造 ・ 階 数	鉄骨 地上2階	
敷 地 面 積	1,318.49㎡	
建 築 面 積	370.13㎡	
延 床 面 積	639.14㎡	
工 事 開 始	2019年 7月末 ~ 2020年 3月末	

3. 工事内容

工事内容は、建築工事、外構工事、機械設備工事、電気設備工事、小荷物専用昇降機設備工事、解体工事 一式とします。

4. 工事開始時期について

本事業は既存園の改築となります。本工事以前に仮園舎工事（別工事）をおこない仮園舎完成後に既存園から機能全てを移してから、本工事開始となります。

5. 一括下請契約の禁止等

入札に関する談合、工事の一括下請け契約を禁止いたします。また入札、契約、工事について鎌倉市の指導があった場合は、これに従うものとします。

6. 内訳書

入札時に、入札金額見積内訳書を提出していただきます。原則として見積合計額は、1回目の入札額と同額であるものとします。

7. 設計図書、競争入札参加者心得、入札に際しての各種様式等（以下「設計図書等」という）の配布

参加者を一同に集めての入札説明会は開催いたしません。

設計図書等の配布については、入札参加資格の審査結果を経て3月1日（金）に通知いたします。

II. 工事請負契約に関すること

1. 契約約款

契約書及び契約約款は、民間連合協定最新版による。

2. 工事費の支払い時期等については次の通りとします。

第1回	2019年	8月 末日	前払金	40,000千円に消費税を加えた額
第2回	2019年	12月 末日		90,000千円に消費税を加えた額
第3回	2020年	4月 末日		残額 (2019年度補助金交付時目途)

III. 工事の安全対策

1. 仮囲い：敷地周囲には原則としてパイプ及びシートによる高さ1.8m程度の仮囲いを設けること。
2. 危険防止の表示：請負者は、監督員と協議のうえ、危険防止に必要な表示を設置すること。
3. その他：現場内でゴミの焼却処分は行わないこと。前面道路の通行の安全について充分考慮すること。

IV. 仮設に関する事項

1. 道路の使用等

1. 請負者は道路使用については、必要に応じて地元或いは監督官庁と協議すること。
2. 請負者はダンプ等の運行については、必要に応じて運行経路、運行台数、運行時間、保安要員等の配置、安全施設の設置等について事前に道路管理者並びに所轄警察等の関係機関と協議すること。

2. 工事排水

1. 請負者は工事排水については、敷地内で処理し、近隣に迷惑を及ぼさないよう十分注意する。
2. 請負者は、敷地又は敷地周囲の既設下水管及び敷地周辺へ土砂等が流出しないように注意すること。

3. 敷地境界杭

1. 請負者は工事着工前に譲受人、監督員の立ち会いで、敷地求積図等に基づき敷地境界杭の位置を確認すること。
2. 請負者は工事期間中、敷地境界杭の良好な維持管理を行う。なお、損傷等を与えた場合は監督員に報告し、指示を受けること。

4. 位置出し

建物の位置、外構工事の通路線形、工作物位置等主要なものの位置は、設計図書又は、監督員の指示する座標値により正確に位置出しを行うこと。

5. その他

1. 請負者は、工事用車両による敷地外工事用道路の汚れ防止のため必要な措置をとること。
2. 請負者は、必要に応じ敷地外に労務者通勤車両等の駐車場を確保するなどの措置をとること。
なお、これらに要する費用は請負者の負担とする。

V. 施工に関する事項

1. 下請け業者の報告等

請負者は、下請業者について発注者に報告すること。

2. 資格者等の配置等

1. 一級建築施工管理技士の資格を持つ主任技術者を含む技術者を1人以上現場に常駐させること。
2. 構造が鉄骨である建築工事の経験を有する技術者を配置すること。

3. その他

工事発注から工事開始まで時間があるため、製作物などは工事開始前に図面承認を得、早めに発注するよう心掛けること。

VI. その他

1. 関係機関との協議

つぎに掲げる関係機関との協議、申請等業務を行うこと。

1. 給水、電気、電話、消防設備等の施工に係わる関係機関との協議及び、申請
2. 建物、設備の設置に係わる公害、防災、安全、衛生等に関する協議・申請

2. 補助金事業に関する協力

鎌倉市へおこなう進捗報告書の作成および補助金事業における工事検査等に協力すること。

3. 変更工事の増減清算条件

1. 変更工事の取り付け費、諸経費については内訳書記載の対工事費割合を準用する。
2. 工事の都合に起因する変更については、工事費の増額は認めない。

4. 現地踏査について

入札参加希望者は、現地踏査することができます。希望される方は、法人までご連絡下さい。

図面配布後の3月5日～8日までの間とし、連絡はメールにてお願いいたします。

問い合わせ先

法人本部 事務局長 足立 堅太郎

E-mail : jimukyoku@k-roufukukyo.jp

以上